

社会保障審議会 介護給付費分科会長
田 中 滋 殿

2019 年 4 月 10 日
一般社団法人 日本経済団体連合会
常務理事 井 上 隆

大変恐縮ながら、所用により出席できませんので、本日の議題につきまして、下記のとおり意見を提出いたします。

○平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成 30 年度調査）の結果について

<介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業>

今後の急速な高齢化と人口減少の進展の下、増大する介護需要に対応できるサービス提供体制を確保するためには、介護サービスの生産性の向上が喫緊の課題。バックオフィスの RPA 活用や ICT 化はもちろん、介護現場向けのセンサーやロボットなどの開発・導入・普及・改善を促進することが極めて重要と認識。

今回の調査結果によれば、「介護ロボットを導入して感じた課題」の首位に「導入費用が高額」、そして「介護ロボットを導入していない理由」の上位に「機器に関する情報が少ない」が挙げられている。こうした現状を踏まえ、ロボット、センサーの利活用の推進に向けては、以下に取り組むべき。

- (1) 官民が連携し、戦略的に、導入効果や改善すべき点などのエビデンス、データを蓄積、分析し、次のステップへ繋げていくこと
- (2) 政府の支援策も、単発ではなく、開発・導入・普及・改善の一連のプロセスをパッケージ化して進めること
- (3) 標準的な業務プロセスの中で、積極的に新しい技術を導入すべき分野の特定

また、新たな技術を活用した際の効率的な人材配置のあり方についても、引き続き介護報酬面から検討を進めるべき。

○福祉用具貸与価格の上限設定について

平成 30 年 10 月に設定された貸与価格の上限について、平成 31 年度中の見直しは行うべき。

<理由>

貸与価格の上限は、自由競争による価格形成機能が十分に発揮されていない点、保険料・公費を原資としている点を踏まえ、一定の歯止めを設けるという趣旨の下で導入されたもの。

今回の調査では増加分も生じており、当初の削減効果が減殺される結果となっているが、この実態については、より詳細な分析を求めたい。

上限価格の見直しによって、福祉用具貸与事業所の収益の減少のみならず、事務・経費負担が増加しうるとの指摘がなされているものの、もとより上限価格以下で貸与している事業所もあることから、見直しを行わない理由とはならない。

利用者への影響拡大が想定されているが、現時点では、サービスの変化があったのは約 2.7%と極めて限定的であり、影響拡大とは言えないのではないかと。

いずれにしても、制度導入の趣旨に鑑みれば、一応の貸与価格総額の削減が見込まれるのであれば、これを継続すべき。

サービスの質を維持しながら、生産性・効率性を向上させるという政策誘導は最も重要な課題の一つであり、上限価格以下／上限価格を超えて提供を行う事業所のそれぞれの背景に関する詳細な分析等も含めて、見直しによる影響をより明確に示すべき。

以 上